

第四話 紅花商人の献策した 最上紅花振興策

出羽最上産の紅花は、古来隨一の出来に御座候て、御召類染め来り、値段宜敷く御座候
 処、近年に至り出来宜敷しからず、値段仙台花に劣り申候て、其上駄数も年々減少仕りし
 甚だ歎かわしい次第であるという書状が、京都の紅花問屋仲向から、山形の荷主仲向方に
 到着したのは、元文三年（一七三八）の五月のことでありました。谷地の例をとつてみま
 しても、成る程こゝ数年間の作柄や收量というものは、凡そ次のようで、余り思われくは
 ありませんでした。

享保十一年	一雨続よく上作、生産高百廿駄
全 十二年	普通
全 十三年	水上りのため不足、生産高七拾八駄
全 十四年	早拓にて不足
全 十五年	長雨のため花腐り、生産高六拾駄
全 十六年	駄数不足
全 十七年	摘出大体よろし

享保十八年	雨花にて下値
全 十九年	普通
全 二十年	自由売買停止
天文元年	摘出少なし
全 二年	駄数不足
	生産高百廿駄

このような実情でありました、め、最上全体としても、その産出高総計五百駄前後という所で、京都の需要を満たすに不足を来たしたばかりでなく、品質の良いのを求めるに困難になりました。京都の回屋としては、本当におせじではなく「往昔の通り、仙台福島の出来に勝れ、宜く相捌け申候様」にしたいという念頭から、その対策を研究したようでした。その結論としましては、「未熟なる花を摘み逸り、無理摘みに仕り候故し、花辨に上る紅の色素が薄く、たとえ雨花であっても、絞つみるとやはり充分に鮮紅が出ない恨みがあり、翌年には農家ではこの未熟な種を蒔付けるため、自然草生も悪く、これに伴ってまた花の数も少く、花曲り病に罹つたり、虫害に侵かされたりし易い癖が生じ、生産駄数の減少を来たすのであらうと言ふ見方でありました。

享保の末年までは、京都には紅花商としての組合「稻荷講」というものがあつて、或る種の売買統制はとつておりました。地方生産地との取引が自由でありました、めに、紅花回屋にしても、紅花仲買回屋にしても、或はすあいと称するブローカーにしても、勝手に手代衆をこちらに遣わして、品質を充分に吟味の上、売買契約を結んでいたのでした。

所が、享保二十年に幕府の許可を得て、正式の紅花向屋という組織が出てからは、この自由売買が中止され、全く地方のサンベと称する仲買人や、或は仕入宿と称する荷主を仲介として行われるようになりましたので、その裏をかいだ百姓象は、自然粗悪品を売込むことになつたのでしよう。しかし生産者側に立てば、向屋そのものも、最近は悪埒な計略によつて、暴利をむさぼり、甚だしい損害を与えている実例の幾つかを握られている矢先なので、止むを得ない仕返しだと言ふ口実を持つていたことでしよう。

しかし此の様な理由があるにせよ、国産紅花の品質を落し、その生産額を減少せざるということは、産業振興の上から許せる筈のものではなく、京都の向屋から意見書が到来するとその月の中に、山形の紅花仕入宿衆が相談の上、「花の摘旬、古来の通り熟花相摘み、未熟の花堅く相摘まず、花のほうれ決して摘入れ申さざる様に、御慈悲を以て、御町在御百姓手前に仰せ付けさせられ下し置かれ、御威光を以て摘旬相直り、駄数多く出来宜しく罷り成り候様に」と代官役所に願上っているのであります。この願書に署名した人々は次の通りでした。

十日町紅花仕入宿願主

與次兵衛	弥五兵衛	嘉右工門	治兵衛	平右工門	留兵衛
久左工門	治郎兵衛	左治兵衛	與兵衛	茂左工門	半左工門
甚八	伝七	庄右工門	忠兵衛		

七日町紅花仕入宿願主

伝兵衛	勘七	勘藏	弥治右工門	十次郎	弥太郎	與三郎
-----	----	----	-------	-----	-----	-----

源兵衛

横町紅花仕入宿願主

清右工門 六左工門

八日町紅荷仕入宿願主

儀左工門 善太郎 作兵衛

旅籠町紅花仕入宿願主

清次郎 玄瑞 善左工門 忠次郎

以上五ヶ町内三十二名の外、各町内毎二名宛の検断の連署を得て提出しているのですが、山形市内五ヶ町だけで、これだけ多くの紅花仕入宿が、元文頃に既にあつたということ、山形紅花の盛況も窺われる譯であります。この願書には、山形紅花の復興策として、さらに次のような数箇條について申述べてあります。

第一摘花の時期と方法を正しくすること

昔は熟花ばかりを、朝露の乾かぬ朝の中、おそくも午前十時頃までに摘み終り、レかも畑の中に熟花が見えない場合には、一朝二朝は花を休めて摘むという風であつたから、摘花期間は普通二週間を要した。

レかるに現在は、未熟な花を無理摘みにするので、白根を引出したり、苞を引割いたりして摘入れ、紅の上り工合も考えず、昼過ぎか、遅いものは午後の二時頃までも摘み取るので、日数は七八日から十日位で終るが、それだけ粗悪品が多くなる。これはその日その日の値段や相場というものに捉われること、仕争を手廻しよくしようとする。

することから来るものであるが、ために値段が非常に下落した結果となった。

また、近年は紅花の植付面積が増加しているにも拘らず、それに反して駄数の減少を来しているというのは、結局去年の不熟な種を今年蒔付けるために、草生の不出来、生育の不十分から来るものである。

一方においては価格が下がり、他方においては収穫が減少した、めに、百姓の生活に影響を与えたことが多く、何れも困窮に立ち至った。それで「摘旬宜しき熟種蒔入れ候はば、分過ぎに摘取り、直段も宜しく罷り成り、御町在御百姓並に商人相痛い、尤も駄数逐年相増し申すべくと存じ奉り候し

という訳でありました。植付面積が漸次少なくなつて来たとはい、ますが、事実、かつては青草の産地でありました細谷村の例等を見ましても、寛永十六年（一六三九）に青草畑として、約三町と反歩あつたものが、天明八年（一七八八）の調査によれば、その七割に当る約二町三反が紅花畑に變つており、その他の紅花畑を加えるならば、相当の増加を示してい乍に違いありませんでした。それで適期を見て熟花を摘むように心がけたならば、駄数が減るといふ様なことは考えられないことなのです。

第二紅花市場開設の時間を適正にすること

近年は京都からの買入も下らなくなつたせいから、市場の立つのが遅く、午後四時頃から、時には夜中の十時十二時になることもある。これによつて町在のサンベ共の売仕まいもあくれ、色々の差回いが生ずる。

勿論紅花の調べ方が昼の中に出来れば、取扱も丁寧になる筈なのに、夜中夜更までか

かることでは、詰事粗末になり、自然出来も悪くなるのである。それで「当年より買出しは晝九ツ時（正十二時）よりスツ時（午后二時）、或は七ツ（午后四時）暮を限りを買仕廻い、暮過ぎ候得ては、商売仕らざる様に仰せ付けさせられ下し置かれ度くし御願申上げたい。若しそのように御取計い下さるならば、「御百姓手前にてモ、弥々御制禁相守り、四ツ時（午前十時）を限り摘み切り、九ツ時（正午）より市場へ持出し商売を始ること、思われる。

このように市場の時間を早めれば、百姓も時間に余裕が出来て、他の農業の勤めにも振り向けられるし、遠方の売人も帰路の心配なく市場に出て来られるので、自然と町の繁昌の基にもなる。

尤も上山在や天童山奥等より持参する山花は、遠路であるから、午後八時頃まで止むを得ないこともあるが、その場合には、山花の旨を役所に注進することにしたい。

これを要するに「当所市場早く買仕廻い、暮限りと承り及び候はゞ、近領にても朝の内花摘入れ候得て、自然と御当所の風儀に准じ、熟花摘取るならわれも相直り申すべし哉」と思われる。

町会所の規定によれば、年寄と言われる役人たちの出勤時間は普通は四ツ時（午前十時）の慣例となっていたのですが、紅花時になると、九ツ時（真夜中十二時）には総出勤という状況であつたという程、夜昼無しの販いでありました。また天明九年（一七八九）に出た「東国旅行談しを見ますと、一節にこの紅花市のことを敘して「その花のさかりには、右坂という所より楢下という所までは、十一里が間の在々谷々みな紅花を作つて嘗みとす

る、是を山の内花という。朝などに摘みて此町の花市へ持ちきたりて、金銀製物或は爐そのほか、所に乞しき品々と交易すること、毎日老若男女集をなして賑しじとありますが、願文の中にある上山在や天童山奥のこと、照して、山形の紅花市には、随分広い範圍から集ったものらしくたのです。こういう處からも、時間的に制約を加えるということは、必要のあつたことでしよう。

第三きせ花を禁止すること

よく買ひ集めた生花の処理に困ると、水につけ揉みこなし、暫定的に水花玉というものにして売買するが、雨花或は摘み方のよい花の場合は向題はないとして、花が悪く、苞等を沢山入っているような時には、サンベ共はきせ花をかける。このきせ花というのは、品質のよい花を揀んで、玉の上に着せかけ、中味の玉を硝麻化するのである。この度の願によつて、花の摘み方も直り、山形産の花の性が良くなれば、玉花にしようが着せ花をしようが、一向に苦しくないのであるが、他領から入つて来る花が粗悪品であるために、止むなく着せ花をかけ、紛わしくして売出すということがあつては、不出来の基にもなるから、そういう争をせず、正直に花の善悪によつて値段を定めて行きたいと思う。

それで「花玉にきせ懸け申さざるように、御町在サンベ共、並に他所者の儀は、当町サンベ宿にて、此段堅く申し届かせ候様に、仰付けさせられ下され度く願上る。

この項については、余り説明を要しません。不良な中味に衣を着せる手は、悪徳商人には色々行われたことですが、この方法を花玉にも用いた誤です。着せ花とは違います、目

方を胡麻化する方法はよく用いられた様です。干花を包装する場合に使用する紙袋に、砂を入れて風袋の目方を重くし、干花の量を減らすという方法や、或はまた花餅を作る時に、粉糠を加えるという方法等でして、これらは普通一般によく行われた手段と言われます。

第四生花買を停止すること

紅花買人が生花で調えることは、既に享保十七年（一七三二）から停止になつていますが、更に堅く守るようになり、精製した場合の紅の多少は、干花の良否にかかるとで、花買人が一度に多量を買集めると、花の揉みこなしや、その他の手当も自然と薄くなり、出来上りの品質が落ちることになる。それで生花で買調えるということとは、従来通りいよいよ堅く御停止ということに命じてほしい。若し生花相調え候者これ有り候は、十日町七日町市場より吟味仕候様に仰せ付けられたい。

第五置花囲いを禁止すること

サンベ共が置花囲いにすることは、先年から禁止されるよう願つてあることだが、特に雨降りの日に、生花を一晚囲つておいて、翌日に売出すことになる、花が腐りおるし柏同様になるのみならず、性のよい花まで供すれになり、不出来の一番大きな原因となるので、「置花決して仕らざる様に、サンベ及びサンベ宿へ仰せつけさせられ、其上十日町七日町の者共、吟味仕り候様に仰せ付けられたい。

以上五項目に渡る献策であります。これをまとめ、摘旬相直し、四ツ時限摘取り、紅花仕入宿商人共、花の仕向鹿抹に仕らず、昼九ツ時より暮時を限りに相調え、サンベ共

正路に商売仕候様しに、代官所の力をもって仰せつけられたいという結論でありました。この意見陳情が採択になれば、「往昔の通り、仙台福島の出来に勝れ宜しく相揃くこと」も出来、上方における、特に十四軒が心配する不評判も解消し、最上紅花の振興が大いに期待されるといふのであります。

このような内容の改善は、考えて見れば同業者間の打合せ争頂として、お互が良心的に守って行けば済むことでありませうが、紅花は山形藩だけでなく、公料の代官所においても、国産としてその栽培を奨励し、しかも寛文以前から最上川口輸出品の一つとして、三十貫目入壺駄につき、役銀つまり税金として、銀六匁づつの徴集を行い、大切な財源としておりましたので、商人たちからのこの意見陳情については、何の異議もなかつたので直ちに取上げられました。しかし、その内容からみて飽くまでも、百姓や商人たちの打合せ争頂に属する争柄なので、嚴重な指令を出す訳にも参らず、「右願の趣、大小の百姓並びに名子、水呑、寺社門前の春疋被見せしめ、前書の通り相心得罷り有るべき者也」という奥書印形をもって、この問題を勸奨したのであります。